

子育て世帯への臨時特別給付金

～お子さん1人につき**現金10万円**を支給します

対象・申請方法など

①令和2年の所得が所得制限額未満で下表のいずれかに当てはまる世帯 **要申請**

対象	申請方法など
【高校生世代】 平成15年4月2日～18年4月1日 生まれのお子さんだけの世帯	1月20日ごろから申請書を送付します。3月11日(金)までに郵送で申請してください。 ※1月中に届かない場合はお問い合わせください。
【新生児】 令和3年9月～4年3月生まれ のお子さんのいる世帯	1月20日までに児童手当を 申請している 1月20日までに児童手当を 申請していない 申請は不要です。 児童手当を申請する際に給付金の申請方法をご案内します。

※要件により申請が不要となる場合があります。詳しくは、郵送するお知らせをご覧ください。

※申請書が届かない方でも、要件を満たしていれば対象となる場合があります。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

▶支給時期:2月中旬以降

▶支給方法:指定の銀行口座に振り込みなど

〈所得制限額〉

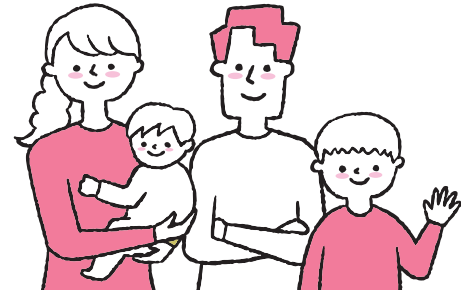
扶養親族などの数	所得制限額(※)	給与収入額の目安
0人	630万円	833万3000円
1人	668万円	875万6000円
2人	706万円	917万8000円
3人	744万円	960万円
4人	782万円	1002万円
5人	820万円	1040万円
1人増ごとの加算額	38万円	

※世帯のうち所得の高い方の金額で、社会保険料控除分(一律8万円)を含みます。

②令和3年9月分の児童手当を受給している世帯 **支給済み**

12月下旬と1月13日の2回に分けて支給しました。

※高校生世代の兄弟分を含む。



公務員は申請方法が異なる場合があります。詳しくは、郵送の案内をご覧ください

問合せ

制度について…

内閣府コールセンター ☎0120-526-145
(毎日午前9時～午後8時)

支給手続きについて…

練馬区子育て世帯臨時特別給付金コールセンター
☎5984-1191
(平日午前8時30分～午後5時15分。祝休日を除く)

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金

～1世帯につき**現金10万円**を支給します

対象・申請方法など

申請から支給まで3週間程度かかります。

①世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税で、令和3年12月10日現在、練馬区に住民登録をしている世帯

対象の世帯に、1月下旬に確認書(非課税世帯であることを確認するもの)を送付します。確認書が届いたら、3カ月以内に同封の返信用封筒で返送してください。

※令和3年1月2日以降に区へ転入した世帯は2月下旬から確認書を送付します。

▶支給時期:2月上旬以降

▶支給方法:指定の銀行口座に振り込みなど

〈このような世帯は対象になりません〉

- 住民税が課税されている子に扶養されている非課税の両親の世帯
- 住民税が課税されている親に扶養されている非課税の大学生の単身世帯 など

②新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、①と同じ水準になった世帯

区ホームページや総合福祉事務所、生活サポートセンター(区役所西庁舎3階)、練馬区社会福祉協議会(豊玉北5-14-6 新練馬ビル5階)にある案内をご覧くださいの上、申請書に必要書類を添えて、9月30日(金)までに郵送で申請してください。

▶支給時期:2月上旬以降

▶支給方法:指定の銀行口座に振り込みなど



配偶者や親族からの暴力などを理由に避難している方へ

住民票を動かさず区内に避難中の方も、給付金を受け取れる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

施設に入所中のひとり暮らし高齢者の方、障害などのある方へ

ひとり暮らし高齢者で入院や施設入所中の方など、自力で申請が難しい方は代理申請ができます。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ

制度について…内閣府コールセンター ☎0120-526-145 (毎日午前9時～午後8時)

支給手続きについて…練馬区住民税非課税世帯臨時特別給付金コールセンター ☎6479-7526 (平日午前9時～午後5時。祝休日を除く)

新型コロナの影響による休業や失業などでお困りの方へ

生活相談コールセンターにご相談を

☎5984-4703(平日午前9時～午後5時。祝休日を除く)

住居確保給付金や緊急小口資金特例貸付などの制度をご案内します。

給付金を装った詐欺にご注意ください

不審な電話がきたらご相談を

新型コロナ関連詐欺消費者ホットライン ☎0120-797-188

区がATMの操作をお願いすることは絶対にありません。